

水泳競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月15日
令和2年11月25日改訂
(公財)日本水泳連盟

【はじめに】

本ガイドラインは、スポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染防止予防ガイドライン：令和2年5月25日改訂」、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がいスポーツ協会が作成した「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン：令和2年5月29日改定」を参考に作成しました。

水泳競技会の再開に当たっては、水泳場が立地する都道府県の方針に従うことが大前提です。下記に「主催者・施設管理者が実施すべき事項」「選手・監督・コーチが順守すべき事項」を記載しました。それぞれの内容は、ひとつの例として参考にさせていただき事項であり、各プールの特性・環境により、施設管理者と連携して必要な取り組みを適宜付加し、安全な競技会運営を目指していただきたく存じます。

また、各事項については、チェックリスト化し、水泳場内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示するとともに、各事項がきちんと順守されているか施設内を定期的に巡回・確認することにより、主催者および施設管理者だけでなく、入場者および関係者全員が感染防止のために取り組むことが重要です。

【主催者・施設管理者が実施すべき事項】

1 要項の準備について

- (1) 競技会要項・二次要項等で、感染拡大予防に関する下記の周知を行う。
 - 入館前2週間において以下の事項に該当する場合は、入館の見合わせを求めること。
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）
 - ・臭覚や味覚の異常
 - ・体が重たく感じる、疲れやすい等の症状
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 入場者の健康管理に関する「健康チェック表」を、事前に記入できるよう準備する。
- (3) 「健康チェック表」の管理方法・保管期間について確認する。
- (4) インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付を策定し、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるよう、事前に準備する。

2 施設の準備、対応について

- (1) 【選手・監督・コーチが順守すべき事項】および【主催者・施設管理者が実施すべき事項】について、施設内の適切な場所に掲示する。
- (2) 入場・待機・受付時の対応
 - ① 「選手の時間差入場」「待機人数の削減」「人との距離を考慮した目印」「競技役員と選手の入退場動線を分ける」等、密になる状況を避ける対策をとる。
 - ② 障がい者や高齢者など、入場者の特性に配慮して対応する。
 - ③ 「マスクの着用」「大声での会話」「対面姿勢での会話」等について注意する。
 - ④ マスクを着用していないときは袋などに入れて保管する。

- ⑤ 使い捨てマスクは定期的に交換させる。
- ⑥ 必要に応じて主催者はマスクを提供する。
- ⑦ 入場時に手指消毒液を使用させ、「健康チェック表」を確認し受理する。
- ⑧ 必要に応じて非接触体温計を使用して発熱者を特定し、入場を制限する。
- ⑨ 受付では、アクリル板・透明ビニールカーテン・手袋等を準備して対応する。

(3) 洗面所・手洗い場所

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に使用するペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意する。（利用者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする）
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を用意する。
- ⑤ トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

(4) 更衣室・招集所・招集所前の待機スペース

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける。（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置をとる。
- ③ 招集所内の椅子の間隔を保ち、対面姿勢とならないように配置する。
- ④ 招集所・招集所前の待機スペースでは、最少人数での選手待機とする。
- ⑤ 室内またはスペース内で複数の入場者が触れると考えられる場所（ドアノブ・ロッカーの取手・テーブル・イス等）については、こまめに消毒する。
- ⑥ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する。
- ⑦ 招集所入口にアルコール等の手指消毒用薬を用意する。
- ⑧ 招集デスクでは、アクリル板・透明ビニールカーテン・手袋等を準備して対応する。
- ⑨ 更衣室ロッカーは使用禁止とする。
- ⑩ ドライヤーは、飛沫防止用シートの設置などによって個人スペースを確保できた場合、もしくは1mの間隔が確保できた場合使用を許可する。また、共用のヘアドライヤーの使用後は、消毒の実施を利用者に徹底するための具体的措置を取ること
- ⑪ 招集所でもマスクを着用させるが、招集所からプールに出るときはマスクを外して、服内のポケットか袋に入れさせる。（マスクは選手イス・脱衣ボックスに直接置かない）
- ⑫ 招集所では案内板等を活用し、競技役員の指示は必要最低限とする

(5) 練習時の対応

- ① 朝の練習時は、チームごとに「時間帯を分ける」「使用レーンを分ける」など、密な状況を避ける対策をとる。
- ② 「各レーン内で待機する場合」「スタート練習で並ぶ場合」は、少なくとも1m以上の間隔を保つ、会話をしない等の指示をする。
- ③ 決勝競技前の練習では、決勝進出者の使用に限定するなどの対策をとる。
- ④ 選手に対して、泳ぐとき以外のマスク着用を周知する。
- ⑤ 唾や痰を吐くことは極力行わない。
- ⑥ コーチの大声での指導、笛の使用、コーチ同士の会話を控えるよう周知する。
- ⑦ マスクを着用していない選手と会話をするコーチまたはスタッフは、マスク着用の上、フェイスシールドを着用させる（トレーニング時も同様）

(6) 選手控え場所、観客席の対応

- ① 選手控え場所の適切な場所に、アルコール等の手指消毒用薬を準備する。
- ② 選手控え場所はゆとりをもって設置し、トレーナーズベッドの設置は、3密を回避した状態で、各チームの待機場所に十分なスペースがあれば、感染対策を十分に行った上でトレーナー活動を行うことは可能とするが、大会の規定に従うこと。

- ③ 観客席に観客も入場させる場合には、使用できる観客席の数を減らすなどの対応をとる。
 - ④ マスクの着用、大声での応援や会話を控えることを周知する。
- (7) 換気・水質
- ① 換気設備を適切に運転し、定期的に窓を開けて外気を取り入れる等の換気も行う。換気は循環空調とは異なることに注意する。
 - ② プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従う。
- (8) ゴミの廃棄
- ① 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
 - ② マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒をする。
- (9) 清掃・消毒
- ① 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
 - ② 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、入場前・退場後に清拭消毒する。
- (10) 医務室の準備
- ① 十分な広さのある医務室を確保し、医師・保健師・看護師のいずれかを医務室に常駐させる。常駐が難しい場合は、医師・保健師・看護師にすぐに連絡がとれる体制にし、発熱者が発生した場合などに適切な対応ができるようにする。
 - ② 医療用個人防護具（フェイスシールド、ゴーグル、手袋、マスク、ガウンなど）を準備し、救護者や体調不良者の対応にはこれらを着用して行う。
 - ③ 発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントなどを確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する）
- (11) トレーナー活動について
- ① 大会側運営によるトレーナーブースの設営は原則、行わない。会場内におけるチームや個人選手付トレーナーの活動に関して、用手接触を伴うマッサージやパートナーストレッチなどは許可された場所のみで可能とするが、大会の規定に従うこと。
 - ② 運動指導や救急対応（アスレティックトレーナーの行うテーピング等）は、3密を回避した状態で、感染対策を十分に行ったうえで対応可能とする。
 - ③ アイスバスは使用禁止とする
- (12) 飲食について
- ① 選手および役員が食事を摂取する際には個別に摂取する。やむを得ない場合には十分な距離をとり、対面しないように摂取する。また食事時の会話は控えるようにする。
 - ② 食事を摂取する場所が限定され人が密集しないように、屋外も含めた多くの場所で摂取できるように配慮する。対面式のテーブルなどでは一方向のみの使用とするかパーテーション等の使用を検討する。
- (13) 開会式・閉会式・表彰式について
- ① 3密を回避した方法であれば実施可能とするが、できる限り短時間で行う。
 - ② 人との距離を十分に保ち、選手・プレゼンターは可能な限りマスクを着用する。
 - ③ メダル・賞状の贈呈はよいが握手・抱擁は行なわない。
 - ④ メダルはプレートにおかれた状態で、選手が自分で取り自分でかけることは可能。
 - ⑤ 記念撮影時にはマスクを外しても構わないが、会話は控える。
 - ⑥ 自分の表彰台にとどまること。
- (14) 競技終了後
- ① チーム全体で退館するのではなく、自分のレース終了後に個々に退館する。
 - ② ミーティング・懇親会等は行なわないよう周知する。

3 競技役員について

- (1) 打ち合わせ事項については、インターネット等で事前に周知する。
- (2) 当日の打ち合わせは必要最低限とし、掲示板等を活用する。

- (3) 注意事項については、競技役員控え場所に掲示する。
- (4) 競技役員椅子の配置（審判長・出発・泳法・折返・計時・記録・通告等）については、椅子の間隔を保つよう設置する。
- (5) 本部席の配置と仕切り（アクリル板・透明ビニールカーテン等）の対策をとる。
- (6) 競技役員交代時の待機は短時間とし、密とにならないようにする。
- (7) 競技役員の交代時に、トランシーバー・半自動グリップ・ストップウォッチ・マイクなどの消毒を行う。
- (8) マスクを着用していない選手と近い場所にいる役員（折り返し等）は、マスクに加えフェイスシールドまたはゴーグルなどで眼からの飛沫感染を防ぐことを推奨する。

4 全般的な対応

- (1) チェックリストについて、順守されているか定期的に巡回・確認する。
- (2) 必要な取り組みを適宜付加し、場内アナウンス・電光表示等で徹底を図る。
- (3) 障がい者や高齢者など、利用者の特性に配慮する。
- (4) 退場後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告するよう周知する。報告後の対応については、施設管理者・自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。

【選手・監督・コーチが順守すべき事項】

1 入館前

- (1) 入館前2週間において、以下の事項に該当する場合は、入館を見合わせる。
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）
 - ・臭覚や味覚の異常
 - ・体が重たく感じる、疲れやすい等の症状
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 「健康チェック表」に必要事項を記入し、持参すること。
- (3) 水泳用具・飲食物・ストレッチマット等は、専用の物を用意し共用しないこと。
- (4) 会場までの交通機関内で、マスクの着用、人との距離、座席間の距離、車内換気、会話などに留意すること。

2 水泳場

- (1) 入館から退館時までの全ての場面で、人との距離（できるだけ2m以上）をとって行動すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- (2) 練習時に、各レーン内で待機する場合、スタート練習で並ぶ場合も距離を保つこと。
- (3) 選手控え場所・観覧席で、人との距離・座席間の距離を保つこと。
- (4) チームごとに、選手控え場所・観覧席の人数制限を周知し、徹底すること。
- (5) トレーナーズベッドは、許可された場合のみ、指定された場所で使用できる。
- (6) 泳ぐとき以外はマスクを着用すること。（更衣室・招集所・選手控え場所・観覧席・プールサイド・トイレなど）
- (7) レース前にはずしたマスクは、服のポケットか袋に入れること。
（マスクは、選手イス・脱衣ボックスに直接置かない）
- (8) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (9) 選手は、招集所での選手間の会話、レース後の選手間の会話を控えること。
- (10) 大きな声での会話や応援をしないこと。コーチは、練習時の大きな声での指示、ホイッ

スルの使用を控えること。レース後のマスクをしていない選手との会話では、マスクに加えフェイスシールドを着用すること。

- (11) 唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- (12) 飲食については、指定場所以外で行わないこと。
- (13) ドリンクの回し飲みはしないこと。
- (14) 飲みきれなかったドリンクを、指定場所以外に捨てないこと。
- (15) 選手は、自分のレース終了後、なるべく速やかに退館すること。
- (16) ミーティング等は控えること。
- (17) 大会主催者・施設管理者が決めたその他の措置・指示について従うこと。

3 退館後

- (1) 退館後2週間以内に「新型コロナウイルス感染症を発症した」場合は、競技会担当者に対して、濃厚接触者の有無等について報告すること。

4. 制裁

このガイドラインを順守しない場合、A Dカードの無効化や日本水泳連盟規に基づく懲戒処分および制裁の対象となる可能性があります。

なお本ガイドラインは FINA GUIDELINES: COMPETITION ORGANIZATION & MANAGEMENT DURING COVID-19 PANDEMIC および日本スポーツ協会 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(10月2日更新版)に基づき作成した。